

## 森林の保全及び整備による温室効果ガスの吸収量の算定に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市地球温暖化対策条例施行規則（以下「規則」という。）第4条に規定する本市の区域内における森林の保全及び整備による温室効果ガスの吸収量の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、使用する用語は、京都市地球温暖化対策条例及び規則で使用する用語の例による。

- (1) 育成林 森林を適切な状態に保つために平成2年以降に行われる森林施業（更新（地ごしらえ，地表かきおこし，植栽等），保育（下刈，除伐），間伐，主伐）が行われている森林
- (2) 天然生林 法令等に基づく伐採，転用規制等の保護・保全措置が講じられている森林
- (3) 平均吸収量 育成林又は天然生林における平均的な温室効果ガスの吸収量として京都議定書目標達成計画において用いられる数値を1ヘクタール当たりの二酸化炭素の量に換算した数値

### (算定方法)

第3条 本市の区域内における森林の保全及び整備による温室効果ガスの吸収量は、別表により算定する。

附 則（平成23年3月31日制定）

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(別表)

算式	本市の区域内における森林の保全及び整備による温室効果ガスの吸収量 = A + B A 育成林における温室効果ガスの吸収量 = 本市の区域内における育成林の面積 × 育成林の平均吸収量 B 天然生林における温室効果ガスの吸収量 = 本市の区域内における天然生林の面積 × 天然生林の平均吸収量
算式に用いる数値	育成林の面積 育成林に該当する森林の面積 天然生林の面積 天然生林に該当する森林の面積 育成林の平均吸収量 4.95 t-CO <sub>2</sub> /ha 天然生林の平均吸収量 1.54 t-CO <sub>2</sub> /ha